

梨本清一君 早退をお許し下さい。

堀川正幸君 山の花だよりをひとつ、角田山では今オウレンが満開、雪割草は5分、カタクリはツボミ、キクザキイチゲ、エンレイ草が咲き始めです。来週末(?) 27、28日頃から見頃と思われます。

佐藤義英君 小林さんの入会歓迎いたします。それとゴルフのにぎりの収入の一部です。

今井克義君 小林さんの入会、同期の者として歓迎いたします。

ロータリー財団ボックス：

榎本勝君 (三条RC) 外孫がこの度陸上自衛隊少年工科学校へ15才で入隊しました。私の意志を継いでくれたようで嬉しいです。

高橋彰雄君

米山忠俊君 おかげ様で長男忠宏が20日に大学を卒業し、本日から当社の社員として出社しております。親としてうれしいかぎりでもあり心配でも又あります。

卓 話：「会社案内」淵岡 茂会員



本日の卓話予定の近畿日本ツーリストの橘支店長様がバス事故後処理の為、本日不可能となりまして、急遽、私の出番となりました。日頃は、皆様に卓話お願いいたしまして、気持ちよく受けて頂き感謝しております。日頃の感謝を込めて、何かお礼をしたいのですが、出すものありません。そこで、今日はこの表を皆様に差し上げます。この表は、ダイヤモンド工業会が50周年記念に作成された産業向けの資料であります。当社もこの参加企業として30年来営業努力しておりますが、最近の経済情勢から苦戦を強いられており、今日は、皆様にP

Rさせて頂き少しでも御自身のお仕事に役立てて頂きたいと勇んで出かけて参りました。また本日の機会ほど金もかからず、効果1000倍位と思う次第です。なお、問い合わせは、(株)フチオカ第2営業部小林部長、または淵岡茂まで御願います。(別表)

会 員 の 声： 税法の改正と適用日 石川勝行

税制の改正の内容や方向性が大きく変わってきていると感じるのは私だけではないと思います。現在の経済状況を鑑みれば当然かもしれません。どのように改正されそうなのか、適用開始日はいつなのかに大きな注意が特に必要になっています。

法が過去にさかのぼって効力を生ずることを遡及効を生じるといいます。遡及効は与えられないのが原則であり、ことに刑罰法規については憲法39条で禁止されています。遡及効を認めると、現在の法律に従っても安心できないことになるからであります。

ところで、税法は改正された場合、法律の施行日並びに適用開始日が定められます。遡及効を認めた改正は原則としてありません。従って施行日又は適用開始日前後により合法と違法に区分けさ

れます。従って、改正即ち国会をとってから施行までは短い期間しかありませんので、改正の方向性を自民党税制調査会及び政府税制調査会等の審議動向に注目することになります。

平成11年度税制改正は、先日国会をとおり決定しました。以下主なものを列挙してみました。

1. 恒久的減税として

- ①所得税率、法人税率の引き下げ
- ②所得税の定率減税
- ③その他

2. 土地・住宅税制

A 住宅税制

- ①住宅ローン減税の拡大（土地のローンも可能、期間も6年間から15年間に延長等）
- ②住宅資金贈与の限度アップ
- ③その他

B 土地税制

- ①土地等長期譲渡所得税率の引き下げ
- ③土地等の登録免許税の引き下げ
- ③その他

3. 投資促進税制

- ①100万円未満の情報通信機器の即時償却制度の創設
- ②その他

4. 金融関係税制

5. 社会経済情勢の変化への対応

- ①設立5年以内の中小法人の欠損金について、前1年間の繰り戻し還付を認める。
- ②相続税の小規模宅地の特例の拡充
- ③その他

6. 租税特別措置の改正その他

上記改正については、適用開始日が1月1日、4月1日等各々異なっております。又2年間の時限立法もあります。この期日等の判断ミスがあると、相当の税額の負担が発生する可能性があります。

我が北ロータリークラブのロータリアンは、税金を納付するためにのみ、この世に生存しているわけではありません。税金を納付することも大切なことではありますが、合法的な節税を行い、その資金をロータリーのためにも有意義に使いましょう。